

愛知県暴力団排除条例（平成二十二年愛知県条例第三十四号）の一部改正 新旧対照表

新

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第三十二条の三第一項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（以下「推進センター等」という。）と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

2 略

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域）

第十八条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一～七 略

八 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

九 略

十 略

2 略

旧

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第三十二条の二第一項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（以下「推進センター等」という。）と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

2 略

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域）

第十八条 左同

一～七 略

八 略

九 略

2 略